

質問事項に対する回答書③

(件名) 北陸自動車道 倉谷橋撤去設計

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	3月13日	特記仕様書	P.5, 7	2-1-1 2-1-4	米山SA（下り線）ランプの諸元及び交通規制条件をご提示ください。	米山SAランプの諸元については設計要領第四集_休憩施設 IV_幾何構造編 1.ランプの設計 及び設計要領第四集_インターチェンジ幾何構造編 6-2 ランプ規格の適用 の通りです。また、交通規制条件は、特記仕様書2-1-4「交通規制条件」と同様です。
2	3月13日	特記仕様書	P.8	2-3	特記仕様書に示される「跨道橋撤去設計」の設計区分は計画設計、基本設計、詳細設計のいずれに該当するでしょうか。	「跨道橋撤去設計」の設計区分は「詳細設計」を想定しております。
3	3月13日	特記仕様書	P.8	2-3(1)	段階的に解体するような場合、解体中の構造検討（設計計算）は業務範囲に含まれるでしょうか。業務範囲に含まれている場合は電算機使用料を計上するためです。	本業務は跨道橋の撤去について、安全性、施工性及び経済性等を考慮し工法を検討し設計を行うものです。設計の実施に必要な電算機使用料は、「技術業務直接経費 電算機使用料」に計上してください。
4	3月13日	特記仕様書	P.8	2-3(1)	仮設構造物の検討設計により、土留工等の設計計算が必要となる場合は別途協議と考えてよいでしょうか。	本業務では、「土留工」の設計計算を想定しておらず、現時点で土留工の設計計算を計上していません。契約後の業務内容により土留工の設計計算を行う必要がある場合は、別途監督員と受注者で協議し定めるものとします。